

西予市農業委員会 令和8年2月定例総会 議事録

1. 開催日時 令和8年2月24日（火）午後1時24分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 34名（1～19番：農業委員、20～38番：農地利用最適化推進委員）

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	中村 吉年	○		2番	和氣 公三	○		3番	宇都宮文隆	○	
4番	土居 賢一	○		5番	菊池 茂守		○	6番	大久保 卓	○	
7番	大塚 好宏	○		8番	大塚 康倫		○	9番	小笠原 優	○	
10番	兵頭 暁彦	○		11番	高橋 真也	○		12番	河野 宗利	○	
13番	楠 義博	○		14番	重原あゆみ	○		15番	水口 宏文	○	
16番	岡山 圭太	○		17番	角藤 博文	○		18番	堀内 昭利	○	
19番	泉原 猛男	○		20番	西井 敏文	○		21番	和氣 右記	○	
22番	瀧野 清美	○		23番	芝 幹夫	○		24番	三瀬 清隆	○	
25番	水野 久利	○		26番	矢野 数也	○		27番	佐竹 誠二	○	
28番	藤本 敦	○		29番	岩本 哲也	○		30番	三好 輝夫	○	
31番	橋本 保徳	○		32番	鈴木久仁翁	○		33番	久重 儀之	○	
34番	石山 高男	○		35番	梅川 俊一	○		36番	宇都宮 聡	○	
37番	井上 明宏	○		38番	松本 修一	○					

4. 欠席委員 2名 5番 菊池 茂守 8番 大塚 康倫

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第4号 農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第5号 西予農業振興地域整備計画の変更について
- 日程第5 報告第6号 非農地現況証明について
- 日程第6 報告第7号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第7 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第9号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 日程第10 議案第10号 農地移動適正化あっせん委員の指名について

6. 出席した事務局職員

事務局長 亀岡 敦志 事務局次長 木崎 真近 農地係主査 二宮 裕一

7. 会議の概要

亀岡局長	<p>ご起立ください。礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまから令和8年2月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、中村会長があいさつを申し上げます。</p>
中村会長	<p>皆さん、こんにちは。本日も定例会に多くの方々出席をしていただき、ありがとうございます。先般の衆議院議員総選挙で自民党の大勝がありまして、今まで起きなかったことが起きるのではないかと考えております。積極財政とかいろいろあるようでございますので、その動きを注視していきたいと思っております。</p> <p>また、先般2月上旬の県農業者年金協議会視察研修には4名の年金推進部長に参加をしていただきました。本当にありがとうございます。部長以外の委員さんも、興味のある方は来年是非、行っていただけたらと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>本日は報告事項が4件、議案が4件となっております。よろしくお願いいたします。</p>
亀岡局長	<p>それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして中村会長が務めます。</p>
中村会長	<p>ただいまから2月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中17名、農地利用最適化推進委員19名中19名で定足数に達しており、総会は成立しています。なお、5番 菊池委員、8番 大塚委員から欠席の旨、通告がありましたので報告します。</p>
中村会長	<p>次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
中村会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、13番 楠委員、29番 岩本委員のお二人にお願いします。</p>
中村会長	<p>次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>会期は本日1日間と致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
中村会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日間と決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第3、報告第4号「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>報告第4号「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」報告いたします。議案書の2ページから4ページをご覧ください。</p> <p>今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権の解約が5件、使用貸借権の解約が16件となっております。なお、うち16件は野村町太田地区の基盤整備事業に伴う耕作者変更によるものです。以上で「農地等の賃借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第4、報告第5号「西予農業振興地域整備計画の変更について」を議題とい</p>

	<p>たします。事務局の説明をお願いします。</p>
木崎次長	<p>報告第5号「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告いたします。議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>今月の西予農業振興地域整備計画の変更は5件です。すべて農用地区域からの除外で、その面積は田2,616㎡、畑1,516㎡の合計4,132㎡となります。以上で「西予農業振興地域整備計画の変更について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第5、報告第6号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
木崎次長	<p>報告第6号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番、申請人宇和町伊賀上、●●●●から証明願いが提出されましたので、「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、農業委員7番大塚委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第6、報告第7号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>報告第7号「農地所有適格法人の要件確認について」報告いたします。議案書6ページをご覧ください。</p> <p>農地所有適格法人は農地法第6条第1項の規定により、事業年度終了後、3箇月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないことになっています。今回、「合同会社天川農園」から報告がありましたので、農地所有適格法人として要件を満たしているか否かをチェックしました。その結果につきましては、農地所有適格法人の要件確認書をもって報告とさせていただきます。以上で「農地所有適格法人の要件確認について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第7、議案第7号の整理番号1番については、15番水口委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたります。よって、水口委員退席後、整理番号1番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。</p> <p>《 15番 水口委員 退席 》</p>
中村会長	<p>それでは、日程第7、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番について説明いたします。議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>整理番号1番の申請は、渡人●●●●から、受人●●●●へ所有権移転の売買を行うものであります。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の1ページにあるとおり許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>

中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。</p>
34番石山委員	<p>整理番号1歳の案件につきまして3番石山が報告します。2月17日に和氣農業委員と現地確認を行いました。受入は元々借地として稲作をしていましたが、農業規模拡大のためそのまま所有されるみたいです。現地の状況としては、周辺農地、地域営農への影響はないものと思われます。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結いたします。 お諮りいたします。整理番号1番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。 よって、整理番号1番を原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>《 15番 水口委員 着席 》</p>
中村会長	<p>次に、整理番号2番については、19番泉原委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたります。よって、泉原委員退席後、整理番号2番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。</p> <p>《 19番 泉原委員 退席 》</p>
二宮主査	<p>それでは、整理番号2番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p> <p>整理番号2番を説明いたします。この申請は、貸人●●●●から、借人●●●●へ賃借権の設定を行うものであります。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の2ページにあるとおり許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号2番をお願いします。</p>

12 番河野委員	<p>整理番号2番の案件につきまして、22番 瀧野が報告します。2月19日に受人と岡山農業委員と3人で現地確認を行いました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び、地域営農への影響はないと思います。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。整理番号2番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。 よって、整理番号2番を原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>《 19番 泉原委員 着席 》</p>
中村会長	<p>次に、整理番号3番と4番については、9番 小笠原委員が、農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたります。よって、小笠原委員退席後、整理番号3番、4番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。</p> <p>《 9番 小笠原委員 退席 》</p>
中村会長	<p>それでは、整理番号3番と4番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>整理番号3番と4番を説明いたします。 この申請は、貸人●●●●及び●●●●から、借人●●●●へ賃借権の設定を行うものであります。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の3ページ、4ページにあるとおり許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号3番、4番をお願いします。</p>

26 番矢野委員	<p>整理番号3番、4番の案件につきまして、26 番 矢野が報告します。整理番号3番の農地は、4番の農地の一部と合わせて基盤整備時に耕地整理された隣接地であり、また渡人は違うものの3番、4番ともに賃借事情は同じため、併せて報告させていただきます。2月19日、泉原農業委員と現地確認をしました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということでもあります。取得後においてすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されております。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思われま。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。整理番号3番、4番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。 よって、整理番号3番、4番を原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>《 9 番 小笠原委員 着席 》</p>
中村会長	<p>次に、整理番号1番から4番までを除く12件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>整理番号1番から4番を除く12件を説明いたします。権利別では、所有権移転の売買が8件、贈与が3件、賃借権の設定が1件です。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の5ページから16ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で、議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号5番をお願いします。</p>
28 番藤本委員	<p>整理番号5番の案件につきまして、28 番 藤本が報告します。譲渡人は県外在住であり、親類が農地を管理していましたが高齢となり、今回受人が隣接する譲渡人の宅地を取得することになり、併せて受人が譲渡人の農地を取得するものであります。2月22日、中村</p>

	<p>農業委員と受人立会いの下、現地調査を行いました。親類が管理していたこともあり、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は、意欲的に農業に取り組んでおり、許可要件をすべて満たしております。また、周辺地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>中村会長</p>	<p>6番をお願いします。</p>
<p>23 番芝委員</p>	<p>整理番号6番の案件につきまして、23 番 芝が報告いたします。受人は、この度JA東宇和が運営する農業研修センターの研修を修了し、新規就農者としてスタートすることです。研修センターと地元の方々との縁で、今回の農地取得申請に至ったようです。2月19日に宇都宮農業委員と受人とともに、現地確認を行いました。一部果樹等が植えられており、雑木・雑草が生えている箇所がありましたが、簡単な作業で復旧できると思います。今後、申請地に隣接する住居に住まいを移し、別の場所で借り受けるハウスとともに、季節野菜を中心に営農に取り組む予定のようです。許可要件など問題はなく、何よりも受人の農業に対する意欲・情熱を感じられ、周辺農地並びに地域営農への影響もないと思います。</p>
<p>中村会長</p>	<p>7番をお願いします。</p>
<p>21 番和氣委員</p>	<p>整理番号7番の案件を21 番 和氣が報告します。2月15日に河野農業委員と現地を確認しました。渡人は、高齢により十分な耕作ができなくなったため、申請地のすぐそばで会社経営をしている●●●●さんへ譲渡するというもので、今回の申請となっております。受人は、初めての農地取得ですが、親戚の農地での耕作をしており耕作経験も10年あり、営農計画書も提出されております。取得後においては、家庭菜園として季節野菜を栽培するというので、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから、許可要件を満たすものと思われます。また、現地は、農地として耕作されており、周辺農地及び地域営農への影響はないと思われます。</p>
<p>中村会長</p>	<p>8番をお願いします。</p>
<p>30 番三好委員</p>	<p>整理番号8番の案件につきまして、30 番 三好が報告します。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>中村会長</p>	<p>9番をお願いします。</p>
<p>34 番石山委員</p>	<p>整理番号9番の案件につきまして、34 番 石山が報告します。2月17日水口農業委員と確認をしました。受人は、出身は松山ですが野村町全体の協力隊として移住をされております。農業に対しても興味があるようで、渡人が松山へ転居するにあたり、建物、土地、隣接する農地を含めて、売却されるようで、機械もちゃんとあり耕作もされており、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>中村会長</p>	<p>10 番、11 番をお願いします。</p>

29 番岩本委員	整理番号 10 番の案件を 29 番 岩本が報告します。農地の所有者だった方が亡くなられ、遺言により当該受人に任せられ、長年にわたってその土地を利用されてきました。取得後は、機械 労働力等、すべての要件を満たしています。申請地は農地として、耕作されており、意欲的に営農に取り組み、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
29 番岩本委員	整理番号 11 番の案件を 29 番 岩本が報告します。譲渡人が昨年大病を患われ、仕事もままならない状態になりました。同じ組内の受人にお願いしたところ、快く引き受けてもらいました。ちょうど受人も経営規模を拡大されており、取得したいとのこと。取得後は、すべての農地を利用することなど、許可要件をすべて満たしております。また申請地は農地として耕作されており、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
中村会長	12 番、13 番、14 番をお願いします。
26 番矢野委員	整理番号 12 番の案件につきまして、26 番 矢野が報告します。2 月 19 日、小笠原農業委員と案件の現地確認をしました。本案件は、譲渡人が県外へ居住を移す予定のため、譲渡を考えていたところ、隣接農地の耕作者である受人が、経営規模を拡大するために取得したいということで、譲渡に至ったものであります。取得後においてすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思われま
26 番矢野委員	整理番号 13 番の案件につきまして、26 番 矢野が報告します。2 月 19 日、小笠原農業委員と案件の現地確認をしました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということでありま
26 番矢野委員	整理番号 14 番の案件につきまして、26 番 矢野が報告します。2 月 19 日、小笠原農業委員と案件の現地確認をしました。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということでありま
中村会長	15 番をお願いします。
33 番久重委員	整理番号 15 番の案件につきまして、33 番 久重が報告します。理由としまして、譲渡人が、高齢のため農作業が出来ない。受人にとっては申請地が自宅の隣接地で耕作に便利のため、許可があり次第農地を購入したいということ。許可要件につきはしては、すべてを満たしておると思
中村会長	16 番をお願いします。

20 番西井委員	<p>整理番号 16 番の案件につきまして 20 番 西井が報告します。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであります。譲渡人から譲受人へ贈与することです。申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。なお、2月20日、堀内農業委員と受人の3人で現地確認を行いました。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。</p> <p>ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。</p> <p>お諮りいたします。整理番号1番から4番を除く12件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって日程第7、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から4番を除く12件を原案のとおり許可することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第8、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の9ページをご覧ください。今月の農地法第5条第1項の規定による申請は1件で、所有権移転の売買となります。</p> <p>転用場所は宇和町稲生の田、合計面積1,317㎡の2筆で、転用目的は資材置場等の整備です。農地区分は、10ha以上の連担した農地の広がりがないため、第2種農地と判断し、農地法施行規則第35条第1項第5号の例外許可事由の既存施設の拡張に該当すると考えます。その他の要件につきましては、別添意見書17ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。</p>
10 番兵頭委員	<p>整理番号1番を10番兵頭が報告します。2月21日に三好推進委員と現地確認を行いました。譲受人は、建具工事等を営んでおりますが、業務の受注が増え資材置場が不足しているため、事務所の隣にある申請地を資材置き場として整備したいということです。申</p>

	<p>請地は整地することで土砂流出を防止し、周辺農業への支障はないものと思われます。なお、一部の土地には既に砂利が敷いてありますが、始末書も提出されており問題ないと思われます。</p>
中村会長	<p>現地状況につきましては、農業委員からの報告がありました。</p> <p>ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第8、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第8、議案第8号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、議案第9号については、14番 重原委員、36番 宇都宮委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>《 14番 重原委員、36番 宇都宮委員 退席 》</p>
中村会長	<p>では、日程第9、議案第9号「農用地利用集積等促進計画(案)について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
木崎次長	<p>今月の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による案件は、79件でございます。議案書の10ページからをご覧ください。</p> <p>西予市長より令和8年2月10日付けで農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求められています。中間管理機構への利用権の新規設定が77件です。利用権設定をする者が74名、設定を受ける者が34名、うち地域計画内の案件が72件でございます。利用権設定面積は306,298㎡、筆数が165筆です。</p> <p>次に15ページ、所有権の移転は2件で所有権の移転をする者は、名古屋市、●●●●、野村町大野ヶ原、●●●●、所有権の移転を受ける者は、松山市、えひめ農林漁業振興機構です。所有権移転の面積は併せて64,726㎡、筆数は4筆、移転の想定時期は令和8年4月1日、対価はそれぞれ430,000円と200,000円です。えひめ農林漁業振興機構が農地を買い受けた後、備考に記載してあります地域の担い手へ売り渡される見込みです。</p>

	<p>以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。</p> <p>お諮りいたします。日程第9、議案第9号「農用地利用集積等促進計画(案)について」を、原案のとおり異議ない旨意見することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第9号「農用地利用集積等促進計画(案)について」の77件は、原案のとおり異議ない旨西予市長に意見することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第10、議案第10号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>整理番号115番、申請人、宇和町久枝、●●●● 成年後見人 ●●●●、土地の表示、宇和町河内376番ほか3筆、合計面積1,610㎡、申し出の理由は、高齢や病気等により耕作ができないとのことです。今回1件、4筆のあっせん申し出となっています。</p> <p>農地移動適正化あっせん基準第11条の規定によりまして、農地利用最適化推進委員から1名以上を指名することとなっていますので、整理番号115番は案としまして「23番 芝委員」をあっせん委員として記載しています。以上で「農地移動適正化あっせん委員の指名について」の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑もないようですので質疑を終結とし、議案書に記載しています整理番号115番は「23番 芝委員」をあっせん委員として指名いたします。</p>
中村会長	<p>以上をもちまして、本日の定例総会を終了といたします。</p> <p>次回の定例総会は、3月24日月曜日の午後1時30分から、当会議室で行います。</p>
亀岡局長	<p>ご起立ください。礼。ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">午後2時07分閉会</p>

議事録署名委員

会 長

13 番 委 員

28 番 委 員